

◎新潟県告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成31年4月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 室谷津川線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町神谷字上林甲1477番1から 同郡同町神谷字上林甲1477番1まで	新	6.4～15.2メートル	135.5メートル
	旧	6.4～15.2メートル	136.6メートル